

○議院運営委員会

衆議院議員提出法律案（一件）

6	番号 件 名 国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案	提出者	議院運営委員長 (四、三、二六)		
		予備送付月日	四、三、二六		
		本院へ提出	四、三、二六		
		参議院	委員会付託	四、三、二六 (予)	
			委員会議決	四、三、二七	可決
衆議院	本会議議決	四、三、二七	可決		
	委員会付託	四、三、二六			
委員会議決	四、三、二六	可決			
本会議議決					
備考					

<p>国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案（衆第六号）</p> <p>要旨</p> <p>本法律案の主な内容は、次のとおりである。</p> <p>一、すべての土曜日は、国会に置かれる機関の休日とし、当該機関の職務は、原則として行わないものとする。</p> <p>二、本法は、一般職の職員の給与等に関する法律及び行政機関の休日に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（政令で定める日）から施行する。</p>	<p>委員長報告</p> <p>ただいま議題となりました国会に置かれる機関の休日に関する法律の一部を改正する法律案につきまして御報告いたします。</p> <p>本法律案は、完全週休二日制を実施するために、行政機関等と同様に、すべての土曜日を国会に置かれる機関の休日としようとするものであります。</p> <p>委員会に置きましたは、審査の結果、本法律案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。</p> <p>以上、御報告致します。</p>
--	---